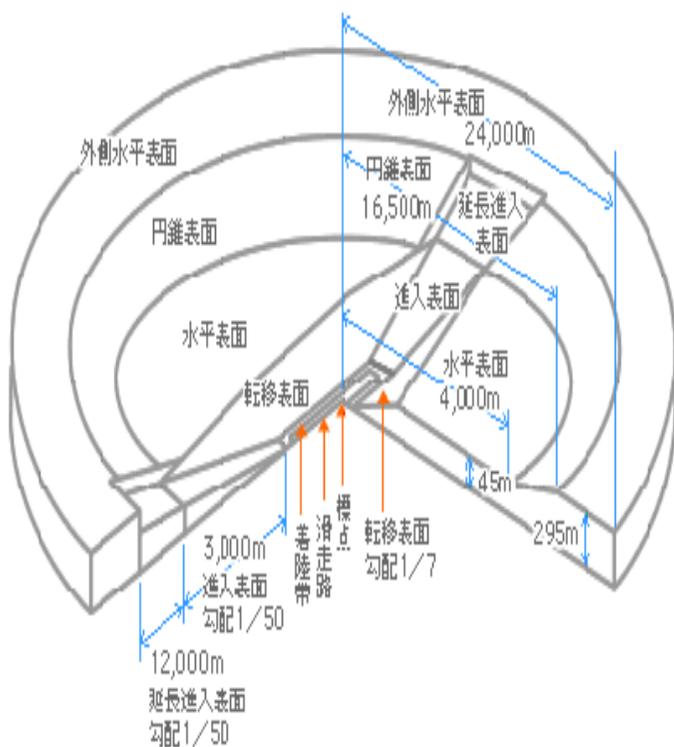


航空法による高さの制限について

・航空機が安全に離着陸するためには、空港周辺の一定の空間を障害物が無い状態にしておく必要があります。このため、航空法において、下図のような制限表面を設定しております。

・制限表面を超える高さの物件(建物・避雷針・アンテナ・看板・電柱等の恒常物件や、工事用クレーンやドローン・ラジコン等の仮設物件、樹木も含む)を設置することは航空法で禁止されています(第49条及び第56条の3)。これに違反して、物件を設置・植栽・留置した場合、所有者は除去を求められ、50万円以下の罰金に処せられることがあります(第150条)。

制限表面のイメージ図



(1) 進入表面(航空法第2条第8項)

着陸帯の短辺に接続し、かつ、水平面に対し上方へ50分の1の勾配を有する平面であって、その投影面が進入区域と一致するもの。進入区域とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長3,000mの点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から600mの距離を有する2点を結んで得た平面をいう。

(2) 水平表面(航空法第2条第9項)

空港の標点の垂直上方45mの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径4,000mで描いた円周で囲まれた部分。

(3) 転移表面(航空法第2条第10項)

進入表面の斜辺を含む平面及び着陸帯の長辺を含む平面であって、水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ7分の1の平面でその末端が水平表面との接線になる部分。

(4) 延長進入表面(航空法第56条第2項)

進入表面を含む平面のうち、進入表面の外側底辺、進入表面の斜辺の外側上方(勾配50分の1)への延長線及び当該底辺に平行な直線でその進入表面の内側底辺からの水平距離が15,000mであるものにより囲まれた部分。

(5) 円錐表面(航空法第56条第3項)

水平表面の外縁に接続し、かつ、水平面に対し外側上方へ50分の1の勾配を有する円錐面であって、その投影面が空港の標点を中心として16,500mの半径で描いた円周で囲まれるもののうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。

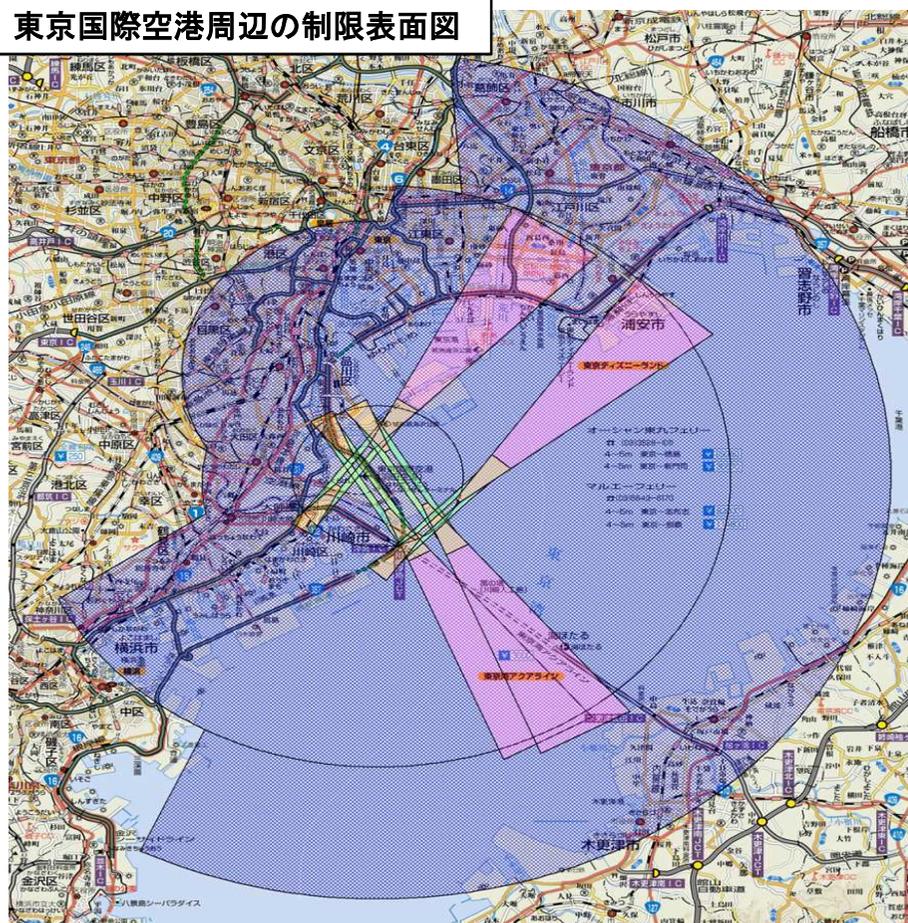
(6) 外側水平表面(航空法第56条第4項)

円錐表面の上縁を含む水平面であって、その投影面が空港の標点を中心として24,000mの半径で水平に描いた円周で囲まれるもののうち、航空機の離着陸の安全を確保するために必要な部分として指定された範囲。

航空機の安全航行に係る確認

- ・航空機の安全で効率的な離着陸に必要な条件として、障害物の無い空間の確保・電波障害の予防があります。空港周辺において、周囲の既存物件よりも著しく高い物件や大きい物件を設置する場合、航空機の運航に影響を与える恐れがあります。
- ・対象区域内で物件等の設置工事や工事用クレーンの使用により制限表面に近接または一時的に突出する場合は、航空機の運航に与える影響を検証が必要となる場合がありますので、東京空港事務所業務課までご照会下さい。計画変更可能な段階からの確認をお願いします。

東京国際空港周辺の制限表面図



お問い合わせ先

<高さ制限について>

「東京国際空港高さ制限回答システム」
 制限表面について、ホームページ上で24時間365日、いつでも確認することができ、確認結果の印刷も可能です。
<https://secure.kix-ap.ne.jp/haneda-airport/>

国土交通省 東京航空局 東京空港事務所 業務課
 〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-1
 電話：03-5757-3002

窓口時間 平日9:30~12:00及び13:00~17:00

<航空障害灯の設置について>

国土交通省 東京航空局 保安部 航空灯火・電気技術課
 〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15
 九段第二合同庁舎
 電話：03-5275-9296
 FAX：03-3221-6235

窓口時間 平日9:30~12:00及び13:00~17:00

羽田空港における航空法の制限について

1. 高さ制限について(航空法第49条及び56条の3)

下記のエリアにおいては、航空法で高さ制限が設定されており、住所ごとに設けられた制限の高さを超えて、建物等は立てることが禁止されております。

○該当エリア

東京都(大田区・品川区・港区・中央区・江東区・江戸川区・葛飾区・目黒区・渋谷区・千代田区・墨田区・足立区・台東区)、神奈川県(横浜市・川崎市)、千葉県(市川市・浦安市・船橋市・袖ヶ浦市・木更津市・習志野市・市原市・君津市・富津市)

○確認方法

羽田空港高さ制限回答システム(<https://secure.kix-ap.ne.jp/haneda-airport/index.html>)へアクセスし、確認したい物件の住所を入力、高さ制限を確認する。

羽田空港 高さ制限

検索 

※システムの操作方法や不明な点等ございましたら、東京空港事務所業務課までお問い合わせください。

※ブラウザはInternet Exploreの使用をお勧めいたします。

※スマホからでもアクセスできます。

※高さ制限は標高での表示となりますので、地盤の高さを自治体等で確認し、差し引いたものが建物等の制限高になります。

2. 航空障害灯の設置について(航空法第51条)

以下に該当するものは、航空法により航空障害灯の設置が義務付けられております。

①高さ60m以上の物件

②進入表面・転移表面又は水平表面に6m以内となる物件

③航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるもの

※②、③は東京空港事務所業務課において判断しますので、設置工事を行う場合はお問い合わせください。

※設置方法については、東京航空局航空灯火電気技術課までお問い合わせください。